

第 74 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水產省

第 74 回  
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 7 年 8 月 28 日（木）15：01～16：24

会場：農林水産省畜産局 共用第 5 会議室

（別館地下 1 階 ドア No.008、ウェブ併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 議 事

（1）飼養衛生管理基準の改正、飼養衛生管理指導等指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（答申）

（2）その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料 1 第95回家きん疾病小委員会及び第105回牛豚等疾病小委員会の審議概要

資料 2 都道府県意見照会及びパブリックコメントへの主な意見及び考え方

- 資料3 飼養衛生管理基準の改正案、飼養衛生管理指導等指針の一部変更案及び特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要
- 資料4 家畜伝染病予防法施行規則改正案（新旧対照表）
- 資料5 飼養衛生管理指導等指針改正案（新旧対照表）
- 資料6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針変更案（新旧対照表）
- 参考資料1 第73回家畜衛生部会 諮問文
- 参考資料2 飼養衛生管理基準の見直しについて
- 参考資料3 飼養衛生管理指導等指針の見直しについて
- 参考資料4 特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて

午後3時01分 開会

○大倉分析官 それでは、定刻を迎えたので、ただいまより食料・農業・農村政策審議会第74回家畜衛生部会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御対応いただきまして誠にありがとうございます。

私は、当部会の事務局を務めております動物衛生課の大倉でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局、坂局長より挨拶を申し上げます。

○坂消費・安全局長 皆さん、こんにちは。消費・安全局長の坂でございます。座ってお話しさせていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、本会合に御参加いただきまして誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

本日の部会の開催に当たりまして、私から一言御挨拶させていただきます。

国内のまず家畜衛生の状況について振り返りますと、鳥インフルエンザ、2月1日の発生が最後で、以降、発生ございませんでしたけれども、シーズン全体で見ますと全部で51事例が確認されまして、932万羽に至る大量の殺処分が発生するなど、感染が拡大したというように評価されると考えております。このような被害を軽減させるために、飼養衛生管理の強化、分割管理の推進等を打ち出しました鳥インフルエンザ対策パッケージを打ち出したところでございます。

このような状況を踏まえまして、前回の家畜衛生部会ではこの鳥インフルエンザ対策パッケージに関して、飼養衛生管理基準とその指導等指針の改正について及び特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について、これらについて諮問させていただいたところでございます。

これらの議題につきまして、これまで各小委員会におきまして専門的、技術的な見地から御議論いただいたところでございます。

本日は、各小委員会での御審議の結果について両委員長から御報告を頂戴した上で、私どもの諮問への御答申を頂ければというふうに考えております。

皆様方には専門的な見地から忌憚のない御意見、御発言と活発な御議論をお願い申し上げたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大倉分析官 ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方におかれましては、撮影についてはここまでとなりますので、カメラの方は御退室をお願いいたします。

なお、ウェブでの傍聴は引き続き可能であることを申し添えます。

それでは、現在、家畜衛生部会の委員数20名でございますけれども、本日ウェブでの御出席の方も合わせまして12名の委員に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております農林水産省の出席者を紹介させていただきます。

ただいま御挨拶させていただきました消費・安全局、坂局長でございます。

○坂消費・安全局長 よろしくお願ひします。

○大倉分析官 審議官の木下審議官でございます。

○木下審議官 よろしくお願ひいたします。

○大倉分析官 動物衛生課、沖田課長でございます。

○沖田動物衛生課長 よろしくお願ひいたします。

○大倉分析官 動物衛生課家畜防疫対策室長の武久でございます。

○武久家畜防疫対策室長 よろしくお願ひいたします。

○大倉分析官 動物衛生課の松井課長補佐でございます。

○松井課長補佐 よろしくお願ひします。

○大倉分析官 同じく動物衛生課、金子課長補佐でございます。

○金子課長補佐 よろしくお願ひいたします。

○大倉分析官 本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議、ウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料につきましては、議事次第、委員名簿に加えまして、資料の1から6がございます。それから、参考資料といたしまして1から4も配付しております。これらは説明の中で適宜必要に応じて使用させていただきます。お手元に届いていない資料、

落丁等ございましたらお申し付けください。

それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。

ここからの議事進行につきましては、稻垣部会長にお願いしたいと思います。

稻垣部会長、よろしくお願ひいたします。

○稻垣部会長 稲垣でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の（1）飼養衛生管理基準の改正、飼養衛生管理指導等指針の一部変更及び特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について、まず、家きん疾病小委員会の山口委員長及び牛豚等疾病小委員会の津田委員長から、それぞれ小委員会の審議概要の御説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○山口委員長 家きん疾病小委の山口でございます。それでは、資料1に沿って御報告いたします。

資料1を御覧ください。家きん疾病小委員会における審議ということで、令和7年7月2日開催の第95回家きん疾病小委において、ここに書かれている内容について審議をいたしました。

まず1番目が、飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案についてということで、①に新概要が示されておりまして、アからオの5項目についての審議を行いました。

一つ目が、対象とする家きんにエミューを追加すること、イとしまして、ウインドウレス鶏舎の入気口部分における塵埃対策の追加、ウが大規模所有者に対する分割管理の導入の検討、エといたしましては、複数発生があった地域について大臣指定をして、当該地域における農場の消毒薬の備蓄や野鳥誘因防止対策の実施や検討を追加すること、それから、オといたしまして、非商用農場についての新たな基準を設定するというのが審議内容になっております。

次に、これらに対する審議の内容になりますが、家きん疾病小委では、この主な審議内容の5項目のうち、特に議論の対象になったのがイですね、対応計画の策定対象となる大規模所有者に対し、ウインドウレス鶏舎の入気口部における塵埃対策を追加という部分について特に多くの意見が出されました。

イについては、この資料の次に書かれていますけれども、令和6年シーズンの発生事例

によってその状況を見ますと、塵埃対策が一定程度の有効であるということはできるけれども、鶏舎構造というのは極めて複雑で多様でありますので、それを一律にフィルター等を設置するというのを飼養衛生管理基準として定めてしまうと、生産性への影響など様々な問題が発生する可能性があるのではないかという意見がありました。

また、ウインドウレス鶏舎に限ってのということになっているんですけども、ウインドウレス鶏舎のそもそもの定義ですとか、それからウインドウレスでも様々な構造がありますので、入気部というのが具体的にどこを指して、全ての入気部なのか、ある一定の入気部なのか、様々な現場の多様性がありますので、そういう点について多くの意見が出されました。

これに対して、これ事務局から、②の事務局の対応ということになりますが、まず最初の1ポツ目、塵埃対策の実施に伴って換気不良等により家きんの健康に影響が生じるおそれがある場合は実施しなくてもよいと、もともとは必ず実施するというところを生産性への影響というのが危惧されますので、そういう危惧される場合には実施しなくてもよいというものが追記されたと。

それから、病原体の家きん舎への侵入を抑制することを目的としているのであれば、必ずしも吸気口へのフィルター設置ということだけではなくて、フィルター、不織布、鶏舎内の細霧装置の設置ですとか、入気口周辺の散水、消毒薬の散布、その他ここに記載されていますけれども、様々な塵埃対策を行うということで、吸気口のフィルター設置に限らず、こういったことも含めるという改正といいますか、修正をしていただくということになりました。

この細かな点につきましては、指導の手引の方に詳細を示すということで、今後詰めていくことになろうかと思います。

それから、三つ目、塵埃対策を実施する時期についてなんですが、これも北海道から九州、沖縄まで非常に広い範囲で、特に発生が集中している期間が必ずしも一定ではないということで、その辺についての意見が出ましたが、この事務局の対応ということで、三つのポツ、農林水産省から塵埃対策を行う上で核となる時間、時期を示して、家保から地域の状況を踏まえた上で実際に塵埃対策を行う期間を家畜の所有者に提供するという修正が行われております。

これらについて家きん疾病小委の中で審議をいたしまして、上記の、今御説明いたしま

した修正を踏まえて、我々小委員会としましてはこの修正案を反映されたものを本日の改正案等は適切な所有者管理の遵守に資するものであるというふうに至りまして、了承することにいたしました。

次が（2）、こちらが特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案ということになりますが、審議概要がアからウの主な3項目ですね。アがエミューの追加、イが民間事業者をリストアップ化することを追加すると、それからウは、大臣指定地域において、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行うよう指導することを追加するというのが審議の対象となりましたが、これらに対しては特に問題とするような意見は出ませんでしたので、審議結果といたしましては、我々小委員会として本案は高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの疾病的発生予防、まん延防止を確保できるものであり、了承してよいという結論に至りました。

私からの説明は以上になります。

○津田臨時委員 続きまして、牛豚等疾病小委員会の津田でございます。小委員会における審議概要について御説明いたします。

飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案について、令和7年7月3日に第105回牛豚等疾病小委員会を開催しまして審議いたしました。

審議においては、飼養衛生管理基準の改正案及び飼養衛生管理指導指針の一部変更案につきましては、生産物の出荷を伴わない非商用農場における新たな基準を設定するという点を中心に確認いたしました。委員、オブザーバーからは特段の意見はなく、本委員会としては本案は適切な飼養衛生管理が確保できるものであり、了承してよいと考えております。

以上でございます。

○稻垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 それでは、資料2から6について御説明させていただきます。

まず、資料2についてでございます。こちらにつきましては、先ほど御発表ありました小委での議論とは別に、都道府県及びパブリックコメントという形で今回の見直し内容につきまして意見照会を行っております。こちらで出されました主な意見及びそれに対する考え方をこちらの資料2に取りまとめておりますので、説明させていただきます。

まず、飼養衛生管理基準及び指導等指針、こちらの一部変更の案に対する意見及び考え方について御説明させていただきます。

意見①といたしまして、こちらはパブリックコメント、都道府県、両方から出された意見でございますが、大規模飼養農場における塵埃対策は科学的根拠がまだ乏しく、生産性への影響も懸念されることから、時期尚早という面があるのではないかというような御意見がございました。

考え方といたしましては、先ほど山口先生の方からもお話のありましたとおり、健康影響のおそれがあれば実施しなくてもよいということ、また、幅広い対応が選択肢として想定していること、このようなことから一部修正して規定していくというような形で考えてございます。

続きまして、意見の②でございますけれども、こちらは分割管理の導入の検討に関しまして、具体的にどのような点を検討すべきなのか、また、実質的に分割管理というもの導入が義務化されてしまうのではないか、このような御意見でした。

こちらについての考え方といたしましては、追加する内容といたしましては、分割管理の導入の検討を行うことまでというふうに考えておりまして、実際に分割管理を導入できるかどうかは事業者の判断で、実質的にも導入を義務化するものではないというふうに考えてございます。

また、検討すべき点に関しましては、例えば資金や人員面など、将来的に解決が見込める点で課題があるのであれば、それが解消した際に分割管理として取り入れる対応、こちらをあらかじめ検討していただく、このようなことを想定しておりますが、こちらについては、手引にもまた具体的に追って記していきたいというふうに考えてございます。

また、意見の③でございますけれども、こちらは、農場内に調整池等の水場があるようなところでは、その水場等に対して防鳥ネットを張る、そのような形で対応を行うことというようなことを定めるものでございますけれども、こういった調整池等にネットを張るということはなかなか難しいので、これ以外の有効な手法についても例示してほしい、このような御意見でございました。

考え方といたしましては、ネットにこだわらず、テグス、または忌避テープ、このようなものも効果的な場合もあるというふうな形で考えておりますので、そのような方法でも遵守に当たると考えております。

このような対策の具体的な例示につきましては、先ほどと同じように指導の手引に記載して周知していきたいというふうに考えてございます。

また、意見の④でございますが、こちらは大臣指定地域において塵埃対策を行う対象として農場内にウインドウレス鶏舎がある場合に、この鶏舎について対策を行うよう指導するというような規定になっていたんですけども、やはり大臣指定地域、リスクの高い地域ということになりますので、塵埃対策、ウインドウレス鶏舎にかかわらず、通常の鶏舎についても行うべきではないかというような御意見がございました。

こちらにつきましては、先ほどありましたように、この対策自体がフィルターというようなものに限定するものではなく、幅広い対応が可能というふうに考えており、そのような形で運用していきたいというふうに考えておりますので、御意見を踏まえまして修正していきたいというふうに考えてございます。

また、意見の⑤といたしましては、指導等指針の中にもこういった塵埃対策としてのフィルター等の設置というようなものを指導するように規定されているんですけども、基準と同じように、当該措置の実施によって家きんの健康を害するおそれがあるときはこの限りではないといったような規定を併せて横並びで付けてほしいというようなものでございました。こちらにつきましても、御意見を踏まえてそのとおり修正していきたいというふうに考えてございます。

また、こちらの意見照会の中では、防疫指針の一部変更についても意見がございました。意見としては、自衛隊への災害派遣について記載を残すべきというようなものでございました。これまで自衛隊への災害派遣要請に当たりましては、家畜衛生担当部局ですとか畜産・農業関係団体、こういった関係者を中心とした確保というようなものを想定して、その上でなお迅速な防疫措置の実施に人員が不足する場合に自衛隊の派遣要請を検討する、こういうような形で考えてきたところです。

今後につきましては、都道府県自らが対応可能な防疫体制の構築を基本としてお願いしていくというような形で考えております。こちらにつきましては、民間事業者の活用等も図っていくということですけれども、こうしたことから、人員が不足することを前提とした平時における事前の準備対応等の記載については、自衛隊については削除するというふうな形にしておりますので、御理解いただきたいというふうに考えてございます。

資料2につきましては以上でございます。

また、資料3以降でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどの小委の御議論、また都道府県、パブリックコメントからの意見を踏まえて、今回の改正案をどのように修正するかというような形での最終案として考えているものでございます。

まず、こちらの方の1番として飼養衛生管理基準の改正案でございます。こちらは実際にどのような文言で規定していくかというようなものにつきましては、資料の4で用意させていただいてございます。

まずは、(1)のとおり、鶏等の家きんの規定でございまして、こちらにつきましては、資料4の22ページの方に規定させていただいてございます。こちら新旧対照表という形になってございまして、上段が改正案、下段が現行というような形になってございます。

まず、①といたしまして、近年、飼養羽数も増えている、また、鳥インフルエンザに対する感受性もある、こうしたエミューという鳥種につきまして、この対象に加えていくというようなことを考えてございます。

また、②といたしまして、こちらは25ページの項目5の方になりますけれども、大規模所有者に対して分割管理の導入の検討を追加するというもので、こちら5の(3)の①の部分の規定でございます。このとおり、分割管理の導入について検討するということを規定するというような形にしております。

また、こちら同じように、その次の26ページになりますけれども、この③といたしまして、こうした大規模所有者におけるウインドウレス鶏舎の入気口部分における塵埃対策を追記するものでございます。

③の書きぶりといたしましては、この対策を取る時期として、家畜保健衛生所から提供される情報に基づいて適切な時期に行うということで、年がら年中ずっと行うというのではなくて、リスクに応じて地域ごとに応じた考え方の下、適切な時期に行うというような形で考えてございます。

また、こちらにつきましては、様々な対応で構わないということと、あと、また「ただし」以降で、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときはこの限りではないというような記載をさせていただいているところでございます。

また、続きまして④として、26ページの項目9のところでございます。こちらは、分割管理を導入するときにつきましては、家畜用保健衛生所の確認を受け、指導に従うというようなことで、自分の判断でこの分割管理を行いました、だから大丈夫ですというのでは

なくて、家保の確認をしっかり受けておきましょうというようなことを規定させていただいてございます。

また、⑤といたしまして、こちらは26ページから27ページにかけてある10番の項目といたしまして、大臣指定地域において消毒を行う際に備えて消毒薬の備蓄、その他の必要な準備措置を講じることについて規定しております。

また、29ページの項目21の方に、またこちらも大臣指定地域において行うことですけれども、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握すること、また、農場内における野鳥誘因防止対策を実施するとともに、この地域において講じるべき野鳥誘因防止対策を検討する、このような農場内においては実施してもらう、その地域においてはどのようなことをするか検討してもらう、このようなことを行うことを規定していきたいというふうに考えてございます。

また、⑥といたしまして、こちらの方は30ページの項目25でございますけれども、家きん舎等に加えて調整池等の農場敷地内に水場があるときにおきましては、ネット等をそこに張る、また、その他の設備を設置する、このようなことを追記させていただいてございます。

また、⑦といたしまして、こちらはどこの部分ということではないんですけども、現行の規定の中で重複、類似する項目というものがございましたので、こちらは分かりやすくする、指導しやすくするという観点から統廃合を行った、このような項目が幾つかございますので、紹介させていただきます。

また、資料3の（2）についてですけれども、牛等、また豚等、また馬においてでございます。こちら実際の条文といたしましては、先ほどの鳥と同じなので、資料4の方ではきらいませんけれども、①としては、分割管理に取り組む場合の対応として、鳥の方の（1）の④と同様の規定を追記してございます。また、②として、重複、類似する項目の統廃合等の項目の整理ということで、こちらも（1）の⑦と同様の規定をしてございます。

また、なお、こちらの1番の飼養衛生管理基準につきましては、この改正時期として想定しておりますのが、基本的にはR7年の10月1日からというものを想定してございますが、この1の（1）の③の大規模農場における塵埃対策につきましては、来年、R8年度の10月1日から適用していきたい、また、同様にこの⑤大臣指定地域の対応につきましては、R8年の1月1日からを施行する、このような段階的な施行をして、各生産者、場の

方が対応しやすいような形で運用していきたいというふうに考えてございます。

また、済みません、資料3の、めくりまして裏ページでございますが、1の(3)でございます。

こちらにつきましては、通常の畜産物生産を行う業界との接点が少なく、こうした業界への影響が少ないと考えられる、こういった商用出荷を行わない小規模農場においては、通常の農場とは違う飼養衛生管理基準というものを設定してはどうかというような形で今回新しく規定を少し変更させていただくというような形で考えてございます。

まず、(3)の①にありますとおり、資料4の2ページを御覧いただければというふうに思います。

こちらも上段にあります第21条の5のただし書以降、線が引っ張ってあるただし書以降でございますが、こちらの方にこのような頭数の家畜であって、なおかつ生きた家畜及び乳、卵等の生産物の出荷を行っていない農場で飼養されている家畜、こういうものを非商用家畜として位置付けるというものがまず21条の5で定めているところでございます。こちらを飼養衛生管理基準として定めていますのが、36ページからになります。

こちらは、36ページから39ページまで書いてありますが、ほかの家畜において、行わない特別な対応をこのカテゴリーで行っていただくということではなくて、基本的にほかの家畜種で行っていることのうち肝になる重要な部分を抜き出して、この非商用家畜のカテゴリーの方には実施していただくというような形で、この36ページから40ページにある1から11までの家畜の感染予防、そして疾病の早期発見、早期通報に資する基本的な項目を定めさせていただいている、そのよう形で行っております。

また、続きまして、資料3の2番、飼養衛生管理指導等指針の一部変更案でございます。こちらは、資料5の方に新旧対照表の方を用意させていただいてございます。

まず(1)でございますけれども、こちらは大臣指定地域についてでございますが、資料5の4ページから5ページ目のところでございます。I番の3番の(5)の部分でございます。

こちらには、大臣指定地域の指定の方法、また、大臣指定地域内の農場における消毒薬の備蓄等の準備及び地域的な野鳥誘因防止対策等の体制の整備等について規定しているところでございます。

また、この大臣指定地域につきましては、この(5)の①から③にありますとおり、①

として、過去に発生のあったところで更に追加的な発生があったような地域、また、②といたしまして密集地域、また、③といたしまして、①、②のようなところの近隣地、また、都道府県が必要と認めた地域、このような地域を指定していきたいというふうに考えてございます。また、この内容としては5ページに、この指定地域で行う内容については5ページで記載してございます。

続きまして、（2）といたしまして、農場の分割管理等に係る規定でございます。こちらは6ページの中間ぐらいの（8）のところに書いてある部分でございます。

こちらについて、まず①といたしましては、既に分かれている同一経営内の複数農場間での人や物等の移動が通常行われていることによって、どちらか片一方の農場で発生してしまった場合に、ほかの農場の家畜も殺処分対象となってしまうことを避けるための取組、こちらを実施することについて規定してございます。

また、②といたしましては、区分管理、先ほどからお話のあります区分管理の行う形、実際の運用方法について規定させていただいてございます。

続きまして（3）でございますが、家伝法の中では、こういった飼養衛生管理基準の遵守というものに不備が見られる方に関しまして、都道府県知事等の方から法律に基づきまして指導、助言、命令というようなことを行えるというような規定がございます。こちらの運用の仕方でございまして、7ページの上の方の①のところに規定がしてございます。

まず、こういった指導、助言等を行う際の具体的な判断基準をあらかじめ都道府県は定めておくということと、あとまた、なお以降でございますけれども、この判断基準につきまして明確化する、その例示として記載してございます。このような点を指導等指針では改正してございます。

続きまして、防疫指針でございます。防疫指針につきましては、資料6の方で新旧対照表を用意させていただいておりますので、こちらの方を併せて見ていただければと思います。

こちらの方、まず資料3の（1）の方の規定のとおり、2ページ目の方にエミューを飼養衛生管理基準と同様に追記するというような形になっております。

また、こちらの（2）といたしまして、4ページ目の上段の方の（9）というようなところですけれども、こちらは大臣指定地域において、都道府県は平時から地域一体となつた発生予防対策を講じるよう指導する旨を記載してございます。

また、ちょっとこちらは資料3にはないんですけれども、そのすぐ下の、4ページの5番の部分でございますけれども、家きんの所有者の取組についても記載してございまして、こちらの方は発生予防、まん延防止に生産者も第一義務的な責任を有していることを自覚して対策を講じるように努めること等を規定してございます。

また、資料3に戻りまして、3の（3）にありますけれども、こちらの方が5ページ目の上段の方の1の（5）の部分でございます。農林水産省は、発生に備えた措置として、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を活用できるよう、あらかじめこういった事業者をリストアップ化する、こちらを記載してございます。

また、（4）でございますけれども、こちらは同じ5ページ目の2の（1）の②の部分でございますが、都道府県は、民間事業者の活用を図りながら、自ら対応可能な動員計画を作成するということを規定してございます。

また、（5）といたしまして、こちらは6ページ目の（7）、中段よりちょっと下の（7）の部分でございます。

こちらは、大臣指定地域において都道府県の発生に備えた取組として、発生時に塵埃対策、また緊急消毒等の追加措置を迅速に行えるよう事前準備を指導する、このようなことを規定してございます。

また、少し、この資料3にはないんですけれども、その後の部分といたしまして、8ページ目の下の方の5番の部分、このような形で大臣指定地域における続発等に備えた対策として、塵埃対策をもし大臣指定地域内で発生があった場合には、その地域内にあるその他の農場については塵埃の侵入防止対策を講じるために必要な対応を行うよう指導すること、また、（2）といたしまして、共同利用施設を発生農場が使っていた場合には、そこを使っていたほかの農場につきましても車両の消毒等を行うこと。また、（3）といたしまして、発生農場から死亡家きん等を受け入れていたような共同利用施設につきましては、その所有者はその当該施設について消毒をして、また、その出入りする人についても消毒をする、このようなことを規定してございます。

資料2から6の説明につきましては、以上でございます。

○稻垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

じゃあ、米山委員さんから。

○米山臨時委員 いろいろあるんですけれども、まず大臣指定地域というのがちょっと私も文言読んだだけではいま一つよく分からなかつたんですけれども、今室長の説明で少し理解ができたんですが、一番最初の規定が、過去5年間における発生農場において、当該農場からおおむね半径10キロ以内に別の発生農場がある場合、それぞれ云々と、これに該当する地域って結構あるような気がするんですけども、どれぐらいの数になるかというイメージは持たれていますか。

○松井課長補佐 動物衛生課の松井です。

都道府県の方に調査を掛けているところでして、全体の総数はまだ出ていないんですけども、過去発生で再発があったような地域についてはおおむね該当するというのは御理解のとおりかと思います。

○米山臨時委員 ②の半径3キロ以内に10個以上の家きん農場があって、総数が100万羽以上の地域というのが②にあるんですけども、これはこういう地域が原則全部大臣指定地域になるのか、それとも過去にたくさん連續して発生したところだけが指定地域になるかというあたりの判断はどうでしょうか。

○松井課長補佐 基本的には①と、もちろん重複していればどちらかで大臣指定地域なんんですけども、重複していない場合は、どちらの地域も大臣指定地域という形で、報告があれば基本的には指定するような形になろうかと考えております。

○米山臨時委員 報告があればということは、報告がなければならないかもしれないということですね。

○松井課長補佐 そうですね、都道府県から上がってこなければ把握できない場所もありますが、我々の方でも県と一緒に地図情報を持っていますので、そういったところで見ながら、ここは指定しなくていいんですかというような確認もしていきたいと思っております。

○米山臨時委員 この大臣指定地域を指定する時期というのはいつなんでしょうか。

○松井課長補佐 先ほどの説明のとおり、飼養衛生管理基準の規定は、令和8年1月1日施行という形で考えているんですけども、それより前にはお示ししておかないと備えられないと思っておりますので、県の方から上がってきているものを精査した上で、できるだけ早い時期にお示ししたいと考えております。

○米山臨時委員 何か時期が迫ってくるとやっぱりだんだん現実的になってきて、大臣指定地域になったからと風評被害が出るとか、そういうことがないようにお願いしたいというふうに思います。

○松井課長補佐 そうですね。二つ目の②のところは農場として密集しているような地域なので、風評というよりは養鶏地帯ですよねというところかと思いますので、①の過去発生地域の方も発生したときには何々市として情報を出しているところではありますので、既に知られている範囲での情報になると考えております。そういうことがないようには極力配慮したいと思っております。

○稻垣部会長 よろしいですか。

日高委員さん、お願ひします。

○日高臨時委員 大臣指定というのは今年でしたかね、中部の常滑というか、あれは今年だけ。結局、ああいう拠点の例でいうと、ああいうところがまずそういう大臣指定地域になると、そして千葉も出ましたよね。千葉の場合は、それからいくとやっぱり大臣指定地域にはならないということになるわけですか。局所的なところで続発したときには大臣指定地域になるけれども、千葉の場合はどういうふうに起こったか分からないですけれども、散発的に起こった場合には件数が多くても指定しないと、そこらあたりの基準というのは一応あるんですか。

○松井課長補佐 千葉の場合も、発生が過去複数あったようなところというのは、過去5年以内で10キロ圏内で複数の発生農場がある場合なので、あちらの地域もおおむねのところは該当するような形になるかと考えています。

○日高臨時委員 それともう一件、例えば同じ養鶏場で、関連農場で1か所ないし2か所出た場合には、ほかのそこがやっている農場も大臣指定になることもあるんですかということですね。それか、過去に発生したことがあるところあたりは大臣指定地域というよりも農場かな。

○松井課長補佐 恐らく発生したところと関連があって、殺処分対象になったようなところがどうなるかという御質問かと思いますが、そういうことでよろしいですか。

その場合は、要は複数発生があった地域というのは、何らか地域的に発生しやすいような要因があるんじゃないかというところで指定するという考えですので、基本的には発生農場、原発のところを起点に考えたいと思っています。

○稻垣部会長 よろしいですか。ほか。

米山委員さん、お願ひします。

○米山臨時委員 塵埃対策なんですけれども、フィルターなり不織布なりの対策ということなんですが、うちも生産者なんですけれども、9月から2種類ぐらいの資材を使って実際にテストしてみようと思っています。鳥の健康に影響があるかないかというのは、本当にやってみないと分からないので、それをやってみるんですけども、結構費用が掛かります。うちの鶏舎は、鶏舎の両側に入気口が80メートル、90メートルぐらいの長さでありまして、結構高い位置なので普通の作業では取付けできません。ですから、今回は外部の業者さんを使って取付けます。資材代が20万ちょっとで、その取付け費用が25、6万だということなので、5万羽ちょっとの鶏舎なんですけれども、1鶏舎で50万近くの費用が掛かります。

フィルターは多分1回使って外したら、もう次の年は使えないと思いますので、毎年用意しなければいけないです。その取付けも我々やってやれないことはないんですけども、そんなに時間的余裕があるわけでもありませんので、短期間でぱぱっと付けてしまうとなると、やっぱり外部業者を使わなければいけないということになります。例えばうちでいうと鶏舎が60以上あるんですよ。60掛ける50万というのは、毎年それだけ経費を掛けてやるというのは大変な負担になるわけですが、それぞれの生産者も多分同じような事情だと思いますので、経済的にどうなのかなと、その辺の行政の支援なりも、考えていただかなといとなかなか続けられないかなという心配があります。

○稻垣部会長 いかがですか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

今のお話、まずは我々やっぱりやらなきやいけないことは、冬のシーズンを迎えます。迎えたときに、これまで分かって、専門家の方からも一定程度効果はあるだろうと。もちろん、付けるに当たってそういう健康被害が起こるようでは困るんですが、一定程度効果があるだろうと思えること、これについては打てる手は打っていく。

これはなぜかというと、やっぱり発生してしまえばその被害は相当な甚大な被害になると。もちろん殺処分、発生して殺処分の対象となれば患畜、疑似患畜については手当金をということはもちろんあるんですけども、そういうトータルのコストのこともやっぱりしっかり考えていかなければいけないというふうに思っていますが、まずはしっかり發

生させないということが非常に重要だと思っています。

支援に関しましては、我々もどういう支援ができるのかというのは検討はしていきたいと思っています。特に小規模ですね、小規模というのは、羽数が小さいということではなくて、対象となるのは大規模ですから大規模なんだけれども、会社というよりは例えば個人でやられている方とか、なかなか厳しいものがある方もいらっしゃると思います。

そういう状況に応じての支援というものを考えていく必要があると思っていますけれども、支援もそうなんですけれども、やっぱり起ったときの経済的なデメリット、ダメージというものを考えたときの経営判断というのは生産者の方々にも考えていただきたいなというところですので、やっぱりまずは発生させなければ、皆さん、収入が途絶えるというような事態が起こらないわけですから、そういうところからまずやらなければいけないと思っている。

あと、先ほど言われた大臣指定の考え方についても、大臣指定につきましてもいろんなところ、都道府県に今しっかりと精査していただいているところですけれども、大臣指定をするに当たって、まずは発生したところ、これ発生したということは何かあるんだというのが、これまでの経験からも、発生すると割と続くところが多いのがあります。全く新規で新しいところがぼつというよりは、前もあったねというところが、今年もそうですけれども、今年というか、6年のシーズンもそうですけれども、そういうところがありますから、やはりそういうところを中心に、そして起ったときの被害を考えれば、やっぱり密集地域というのはある程度考えていかなきゃいけない、そういうところを判断しながら、県と相談しながら、どういうところを大事にしていくかということをやっていきます。

ただ、これは時間的にももう次のシーズンをすぐ目の前に迎えておりますので、時間との勝負の面もあります。いきなり全部ぴしっとそろえるということは確かに難しいかも知れませんけれども、できるところから優先順位を付けながら、しっかりと早めの準備をしていくということも、これはやっていかなければならないと思っています。

そういう意味では、米山委員、私も生産者というふうにおっしゃっていただきまして、生産者の皆さんともしっかりと意思疎通しながら、この対策、とにかく発生させないということを目指して対策を取っていきたいというふうに思っています。

○稻垣部会長 よろしいですか。

今のお話聞いていると、米山委員さん、日高委員さんは、要するに発生させないために

手当てすることに経済的に大変だというお話をされて、課長の方からは、支援については検討するというような話があったということで、それがリプライということでよろしいですかね。

○沖田動物衛生課長 どういうふうな、これ予算については今の鳥インフルエンザのパッケージということで打ち出した中で、当然それがどのようなことができるのかというのは検討していかなければならないとは思っています。

○米山臨時委員 よろしくお願ひします。

○稻垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

日高委員さん、お願ひします。

○日高臨時委員 教えてほしいんですけれども、非商用家畜ということで、牛、豚と猪の6頭未満ということで、非商用家畜というくくりですね、これはどういうくくりなんですか。豚でペットとか、そういうことで考えればいいわけですか。

○武久家畜防疫対策室長 基本的には、頭数の規定と、また、併せて出荷がないというような形ですので、基本的にはペットですとか展示動物ですとか、実験動物ですとか、そのようなものが念頭には入ってくるかというふうに考えております。

○日高臨時委員 猪でも、豚だったら化粧品とか、そういうところなんか飼っていますよね。猪の場合は、そういう類いというのはあるのかということと、それと今のマイクロ豚ですかね、あれなんかも結構うちの近くでも、イオンなんかでそれを売りにして触れ合っている場所というのがあるわけですよね。

ですから、そういうものの考え方というのが、非商用家畜としてそういうものはいいんだよということになると、私たち商用家畜を飼っている人間から言わせるとやはり危険率が高まると。宮崎でも野生の猪の感染されたのが今11体発見されている、こういう現状がある中で、やはりそういうところのやつを非商用家畜として大丈夫なんですよということで、防疫ができるかなというのをすごく心配しているところなんです。

そのあたりについて考えをお聞かせ願いたいと思います。

○稻垣部会長 事務局、よろしいですか。

○武久家畜防疫対策室長 非商用家畜につきましては、基本的には出荷がないということですので、それをそのままずっと飼い続けるというようなことが基本になってくるかと思います。そうすれば、基本的に一般的な畜産業といいますと、大体何かを出荷して、そし

て、その出荷業者、もしくは加工業者みたいなところでつながってというようなところで、やはり周りにも伝播していくリスクが高くなるというふうな形で考えております。そのようなところから、隔離されたところで飼われているものというのは一定程度リスクは低いというようなところがあるかと考えております。

また、そういったリスクが低いからといって何もしないというわけではなくて、一定やはり肝となる部分、中心となる部分というもの、しっかりとそういった農場といいますか、飼養地に入るときには消毒をしましようですか、ちゃんと毎日の健康観察をして、何かあったときには通報をすぐにしましようですか、そういった肝になるところは残しているというふうに考えてございます。

このような対応でコントロールしていきたいというふうに考えてございます。

○日高臨時委員 ちょっとひねくれた考えでいうと、マイクロピッギングなんかは結局生産しているんでしょう。それを売ることによって、肉になるか、ならないかという話であって、それで商売になってくると、やはりそれを生産するところというのはあるわけだから、そういう人たちに対するこの防疫に対する考え方というはどういうふうにして国としては考えていくのかというのをお聞きしたいと思います。

○武久家畜防疫対策室長 済みません、ちょっと誤解を生じたかと思います。こちら生きた家畜というものの販売というのも含んでおりますので、いわゆるペットショップというようなところについてはこれまでどおりの対応を行っていく必要があるかと考えておりますが、そこから買ってきて一般の御家庭でペットとして飼われている、こちらのような形に今回の非商用家畜というようなカテゴリーを当てはめていきたいというふうに考えております。

○日高臨時委員 危惧するのは、やはり今ブームになってきているから、以前だったらそんなに目くじら立てて云々ということはないんですけども、やはり今そういうのがすごくもてはやされて、癒やし系で云々ということでなってくると、極端な話をすれば、私たちなんかそういうところに行ってマイクロ豚を触って云々というのはちょっとできないのかなということは感じているし、うちの社員なんかに対してもそういうことは一応リスクということで言っているんですけども、ですから、そういうことがあるので、やはりちょっと国としても、現実問題として豚ですが、全然周りになければこれほど緊張感はないと思うんですけども、今の現状としてはぽんと飛んで宮崎で出たということがあるもの

だから、すごくそこらあたりを心配しているということですね。

以上です。

○武久家畜防疫対策室長 そのようなリスクがあるということも念頭に置きながら、しっかりと発生の予防、またまん延の防止というようなものを、このような非商用家畜の飼養者に指導していきたいというふうに考えてございます。

○稻垣部会長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さん、ほかいかがでしょうか。

じゃあ、米山委員さん、お願ひします。

○米山臨時委員 分割管理なんですけれども、分割管理は義務ではないということだったのでちょっと安心したんですけれども、分割管理を強化というか、進める上で、要件緩和という話も前から出ていまして、今日の資料にはなかったですけれども、家きん疾病小委員会の分割管理に当たっての対応マニュアルというのを読むと、我々今まで分割管理をやる上においては、堆肥舎と集卵室と更衣室は別にしなければいけないというふうに思っていたんですが、堆肥舎と集卵室については分けてちゃんと管理すれば必ずしも新しくつくれなくともいいというふうになっています。更衣室はどうなんでしょうか。更衣室はやっぱり別にしないとまずいんでしょうか。

○稻垣部会長 お願ひします。

○松井課長補佐 各農場に入るときの更衣室というご質問でしょうか。

○米山臨時委員 要するに一つの農場を二つに分割したとして、今まで更衣室は一つしかないわけですよ。それぞれの分割した2か所に更衣室を設置しなければいけないのかということなんですか。

○松井課長補佐 衛生管理区域の出入り口の更衣という形ですので、同じ更衣室といいますか、更衣棟と言えばいいんですか、を使って複数の農場の衛生管理区域に出入りできるような構造になっているかというと、恐らくなかなかそこが難しいのかなと思います。そうすると、更衣室というのも分けなければならないかなと思いますが、例えば出入り口がもともと二つあるという形で、中で農場、棟としては一つなんだけれども、中の動線で農場ごとに分けられるとか、そういう構造になっている場合は、そこは分けなくてもいいかとは思います。恐らく普通はそういう対応はできないかなと。

○米山臨時委員 それはほとんどないと思います。やっぱり更衣室をつくるとまた今の建

築費は高いので、すぐに何千万になってしまうので、そこがネックになりますね。

それと、これ分割管理をした場合の話だと思うんですけれども、農場間を貫通する集卵ベルトがある場合についての記述があって、農場間を貫通する集卵ベルトがあった場合でも、次の農場に行く前に集卵ベルトを消毒すればいいというふうになっているんです。要するに、もう我々生産者が一番理想的だなと思っていたのは、発生した鶏舎だけ殺処分するということだったんですけども、それはないということですね。飽くまでも分割管理して、農場ごとの殺処分するかどうかということだと思うんですけども、そういうことではまずはそれはよろしいですか。

○稻垣部会長 お願いします。

○松井課長補佐 そうですね、そこは基本的には分割管理の考え方は、農場ごとのという単位は崩さずに、もともとあった農場の殺処分範囲を限定するというところなので、おっしゃるようにそこは鶏舎ごとではなくて、あくまで農場ごとという単位になります。

○米山臨時委員 それで、隣の非発生農場へ行く前に、集卵ベルトを消毒すればいいということなんですかけども、実際には非常に難しいなというふうに思います。

というのは、やっぱり分割した境界線にまずは何らかの消毒設備を設置するということですね。

○松井課長補佐 そうですね、そこは発生したときの防疫措置の一環として、集卵ベルトの部分、同時に消毒するような形で考えていますので、例えば常設のG Pにある次亜塩素酸を流すような、ああいうものを付けなければならないとか、殺菌灯を付けなければならないとか、そこまでのものは要らないかなと思っています。一方で、ちゃんと消毒できるような構造になっていないとそこはできませんので、ここはおっしゃるように全ての農場においてこの形で対応できるとは限らないかなと思っております。

なので、選択肢の一つとしてそういう対応ができる場合にはそういう形での分割管理の対応というのも可能な形にしたいというのがそこの趣旨でございます。

○米山臨時委員 もしも人が立って動力噴霧器で消毒するなんていうことになると、集卵ベルトって1日に5回も6回も回りますので、ずっと人が立って消毒するのはまず不可能じゃないかなと。全く不可能ではないですけれども、大変じゃないかなというふうに思うし、機械で消毒するとしても、まさか次亜塩素酸ソーダで水洗いしてまで洗うということは当然できないと思うので、それ以外の方法で間違いなく消毒するというのは実際は非常

に難しいんじゃないかなというふうに思っています。

○稻垣部会長 いかがですか。

○松井課長補佐 そうですね。装置として何か設けるというのは難しいかなと思っていたんですけども、ベルトの構造とかというところにもよるかと思います。かなり高い位置にベルトがあったりですとか、恐らく米山委員、完全にベルトがカバーで覆われているような形のところでのイメージかなと思うんですけども、見てみると農場によってはそこまでしっかりと集卵ベルトを囲わずに、防鳥ネットのようなもので周りを覆って野生動物対策している例もありまして、そういうところではこのような消毒もできる可能性はあるのかなと思っております。

繰り返しになってしまいますが、おっしゃるように全ての農場においてそういう措置が取れるかというと、なかなか難しい面はあるかなというのは我々も思っているところでございます。

○稻垣部会長 オンラインの委員の方、いかがですか。

どうでしょうか。挙手ないですか。

ほかの、室内にいるほかの委員さん、いかがでしょうか。

御発言がこれ以上ないということであれば、一連の変更等についての答申案の審議に進ませていただきたいと思いますが、よろしいですか。

御異議もなく、皆さんよろしいということですので、これから答申の手続を進めさせていただきたいと思います。

答申文を事務局の方からお配りいただきたいと思います。

(答申案配布)

○稻垣部会長 画面共有されました。どうもありがとうございます。

それでは、家畜衛生部会からの答申案につきまして、今会場参加の委員にはお手元に配布し、オンラインの方には、ウェブ参加の方には画面に映しております。2行だけの短いものでございますので、御確認をお願いしたいと思います。

変更については適当であるというで今お手元にございますし、また、画面でも御覧いただいているということで、本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御異議のある方は御発言をお願いしたいんですが、いかがですか。

ウェブ参加の方もよろしいということで、異議がないと認めますので、本答申を農林水

産大臣の方に提出することにさせていただきたいと思います。どうも御協議ありがとうございます。

最後に、議事の2のその他になりますが、事務局の方から御説明ございますでしょうか。

○大倉分析官 その他につきまして、事務局の方から1点コメントさせていただきたい点がございます。

部会の委員改選期に当たっておりますけれども、これに際しまして、動物衛生課長、沖田課長から一言発言させていただきたいと思います。

○沖田動物衛生課長 本年、委員の改選期に当たっております、本日御出席いただいております加藤委員と、それからウェブでの御参加ですけれども筒井委員、それから橋本委員、そして対面で参加していただいている日高委員、米山委員におかれましては、この委員の改選に当たりまして、この委員会を離れていただくということになりました。

また、本日御欠席ですけれども、加藤美子委員と、それから佐藤委員におかれましても、同じくこの改選期での改選ということでございます。改選に当たられます委員の皆様におかれましては、予定している部会としては本日の部会が最後ということになります。これまでこの家畜衛生部会においての御議論に熱心に御参加いただきましたこと、我々としても貴重な御意見を頂き、それをしっかりと施策の中身を充実していくために貴重な御意見を頂いてきたというふうに思っております。改めて感謝を申し上げて、今回御退任される委員の皆様の御紹介というふうにさせていただきたいと思います。

○稻垣部会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通しまして、委員の皆様から御意見なり御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

米山委員さん、お願いします。

○米山臨時委員 今日の議題には関係ないですけれども、先般、鳥インフルエンザワクチンに関する検討会が開かれたんですけども、どのような内容だったのか差し障りのない範囲で教えていただければと思います。

○稻垣部会長 どなたが御発言になりますか。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

議事自体は、これは自由な発言、議論ができるようにということで非公開というふうにさせていただきましたが、議事の概要につきましては、現在公表する予定で、概要の内容

について確認を御出席いただいた方への確認等の作業を行っているところです。それが終わりましたらこれを公表ということにさせていただきたいと思っております。

ただ、中身について、現時点で言える範囲ということですけれども、いろんな観点からの御発言があったということで、必ずしも、今、我々もともと考えていたのは、これまで準備してきた備蓄してあったようなワクチンというのは、やっぱり非常に極めて隠れて感染が広がるという可能性が拭い切れないという立場だったけれども、新しいワクチンが出てきている中でそうでもないものが、そうじゃない効果のあるものが出てきたので、そういうことを踏まえての議論をしようということで始めたところですけれども、もちろんそういうことについてきちんととした裏付けのデータがまずやっぱりないと議論にならないということから、きちんとした裏付けのデータを基にした議論をしっかりすべきであるというような議論、それから、進めるという立場の御意見、それから進めるに当たっていろんな課題があるというふうな御指摘をされた御意見、そういったことが様々あったということは御紹介させていただきたいと思います。

引き続き、これについては議論を続けていきたいというふうに思っております。

○稻垣部会長 よろしいですね。

大津委員、よろしくお願ひします。

○大津委員 御指名ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○稻垣部会長 はい、よく聞こえます。

○大津委員 よかったです。余りお役に立てる意見が言えず申し訳なくは思っているんですが、3点ほど最後に全体を通してということで御発言させていただきたいと思います。

1点目は、私たちみたいな遠隔で住んでいる者にとって、遠隔でも参加できるTeamで参加させていただけて有り難いんですけども、今日はすごく音声が聞き取りづらい状況での全体でしたので、次回以降の改善をよろしくお願ひいたします。

二つ目は、消費者理解についてで、生産者側に対してこのように物すごく慎重に、そして社会状況とか変化に合わせて対策をされているということがこの部会に入れていただいてよく分かつてきたんですけども、一消費者としてそれが必ずしもちゃんと伝わってきていかないなという思いで、広報も今まで大変たくさんされているとは思うんですが、学校等の食育とか、いろんな場面で消費者に対策のことが伝わるといいなというふうに思いました。

最後です。これはインフルエンザとかの発症とか、いろんな家畜が病気にかかってしまった場合の生産者に対するＳＮＳ等を通じた誹謗中傷ということが今後懸念されるかと思います。いろんな立場の方がこれまでなかつたような誹謗中傷の方法で傷ついたりされていますので、そういう対策も今後必要になっていくのかなというふうに思いました。

以上です。

○稻垣部会長 ありがとうございます。

これリプライございますか。

○沖田動物衛生課長 大津委員、御指摘ありがとうございます。まず音声が聞きづらいということにつきましておわびを申し上げます。次回以降、きちんと準備については、これまで続けていたところですけれども、より念を入れてきちんと抜かりがないようにさせていただきたいというふうに思います。

それから、今おっしゃっていただいた情報提供ということだと思います。消費者の方への情報提供ということにつきましても、これまでやっているものに加えてどういったことができるのかというのは事務局の方でも考えさせていただきたいというふうに思います。

また、生産者への誹謗中傷、これも根っことしてはやはり広報がいかにちゃんとできるか、きちんと説明ができるかということが非常に大きいかというふうに思います。そういう中傷への対策ということもありますけれども、まずはしっかりととした情報共有につきまして、我々としてできることについて考えていきたいと思います。御指摘大変ありがとうございます。

○稻垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

ウェブ参加の委員さん、大丈夫ですか。よろしいですか。

それでは、特ないようござりますので、全ての議事が終了いたしました。事務局の方に進行を戻したいと思います。円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

○大倉分析官 稲垣部会長、ありがとうございました。

それでは、最後に閉会に当たりまして、審議官、木下より御挨拶申し上げたいと思います。

○木下審議官 本日は、大変熱心な御議論を頂きましてありがとうございました。

本日御審議いただきました飼養衛生管理基準とその指導等指針の改正について、また、

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてにつきましては、その施行に向けて手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

8月も末になりますて、間もなく渡り鳥も飛来してくる季節ということでございます。本日答申いただきました飼養衛生管理基準とその指導等指針などに基づきまして、次期シーズンへの備えというものをしっかりと進めていきたいというふうに思っておりますし、また、牛や豚につきましても、飼養衛生管理をしっかりととして病気の発生を未然に防ぐことを進めていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願ひしたいということを申し上げまして、本日長きにわたり熱心に御議論いただきましてありがとうございました。また、引き続き御指導をお願いすることをお願いいたしまして、簡単でございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

○大倉分析官 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第74回家畜衛生部会を閉会いたします。

本日は、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

午後4時24分 閉会